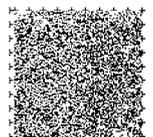


福岡県障がい者福祉計画（第5期）・
福岡県障がい児福祉計画（第2期）
（令和3年度～令和5年度）

- 第1章 総論
- 第2章 各論
- 第3章 推進体制



第1章 総論

第1節 計画の概要

1 計画の位置付け

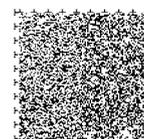
福岡県障がい者福祉計画・福岡県障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第89条・児童福祉法第33条の22に基づく「都道府県障害福祉計画」・「都道府県障害児福祉計画」として、障がい者及び障がい児の福祉サービスの提供体制を確保し、「福岡県障がい者長期計画（第3期）」に規定する施策を円滑に実施するために策定するものです。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3 計画の対象者

- 障害者総合支援法第4条第1項に規定される次の「障害者」（以下「障がいのある人」といいます。）
 - ・ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
 - ・ 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち18歳以上である者
（「器質性精神障がい」として高次脳機能障がいも対象となっています。）
 - ・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの
（障害者総合支援法の対象となる疾病（難病等）については、215・216ページの資料8「障害者総合支援法の対象疾病一覧」を参照してください。）
- 児童福祉法第4条第2項に規定される次の「障害児」（以下「障がいのある児童」といいます。）

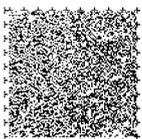


- ・ 身体に障がいのある児童
- ・ 知的障がいのある児童
- ・ 精神に障がいのある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい児を含む。）
- ・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

4 区域の設定

計画において、指定障がい福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいいます。以下同じです。）、指定地域相談支援（障害者総合支援法第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援をいいます。以下同じです。）及び指定計画相談支援（障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいいます。以下同じです。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（障害者総合支援法第89条第2項第2号に規定する都道府県が定める区域をいいます。以下同じです。）は、次のとおりとします。

- 地域での生活を支える訪問系サービス・相談支援・短期入所や地域での居住の場であるグループホームについては、最も身近なサービスであることから、市町村を区域とします。
- 日中活動系サービス（短期入所を除く）については、それぞれの地域生活の活動範囲によって、近隣の市町村からの通所による利用もあることから、障がい保健福祉圏域（福岡県障がい者長期計画（11ページ）の障がい保健福祉圏域と同じです。以下同じです。）を区域とします。
- 施設入所支援については、県内各地の利用者を受け入れることなどから、広域な範囲でサービス提供体制を整備していく必要があり、県全体を区域とします。



障がい福祉サービス等	区 域	区域数
訪問系サービス 短期入所 自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 相談支援	市町村	60
日中活動系サービス（短期入所除く）	障がい保健福祉圏域	13
施設入所支援	県全体	1

また、障がい児通所支援については、それぞれの地域生活の活動範囲によって、近隣の市町村からの通所による利用もあることから、障がい保健福祉圏域を単位としてサービスの必要見込量を定めます。

障がい児入所支援については、県内各地の利用者を受け入れることなどから、広域な範囲でサービス提供体制を整備していく必要があり、県全体を単位としてサービスの必要見込量を定めます。



第2節 福岡県障がい者福祉計画(第4期)・福岡県障がい児福祉計画(第1期)の進捗状況

1 障がい福祉サービス等の利用状況及び障がい児通所支援等の利用状況

平成30年度及び令和元年度の障がい福祉サービス等の利用状況は、次ページの表のとおりです。

訪問系サービス、生活介護、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、共同生活援助、施設入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び医療型児童入所支援は、ほぼ福岡県障がい者福祉計画(第4期)・福岡県障がい児福祉計画(第1期)で定めたとおりの利用状況となっています。

その他、就労定着支援及び障がい児相談支援が、平成30年度、令和元年度ともに進捗率が高く、多くの利用があったことがわかります。

一方で、自立生活援助、地域移行支援、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援の利用が、計画で定めた数値に比して大幅に低くなっています。

特に利用状況が最も低い居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度に創設されたサービスで、原則として通所支援との併用ができないことなどから全国的にも低い利用状況となっています。このため、令和2年度には国から、個別の児童の状態に応じて柔軟に対応できるよう通所支援との併用ができる場合の具体的な運用例が示されたところです。本県においても、本サービスの利用について市町村に対し周知するなど、ニーズに対応したサービスの提供体制の確保に努めているところです。



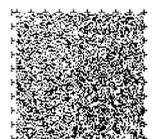
○ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の利用状況（利用計画と利用実績）

【県全域】

(1か月当たり)

サービス種別	単位	平成30年度		進捗率	令和元年度		進捗率	令和2年度	
		計画	実績		計画	実績		計画	
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援	時間	262,006	268,045	102.3%	271,788	268,169	98.7%	282,179
		人	10,728	10,738	100.1%	11,247	10,772	95.8%	11,785
日中活動系	生活介護	人日	248,303	251,829	101.4%	254,128	254,291	100.1%	260,210
		人	12,738	12,564	98.6%	13,027	12,587	96.6%	13,332
	自立訓練（機能訓練）	人日	2,810	2,354	83.8%	3,114	1,790	57.5%	3,411
		人	186	145	78.0%	208	110	52.9%	230
	自立訓練（生活訓練）	人日	14,452	11,373	78.7%	15,570	11,569	74.3%	16,689
		人	893	677	75.8%	951	724	76.1%	1,014
	就労移行支援	人日	39,691	37,188	93.7%	42,329	36,650	86.6%	45,234
		人	2,369	2,109	89.0%	2,530	2,050	81.0%	2,704
	就労継続支援（A型）	人日	90,934	94,953	104.4%	96,737	99,799	103.2%	102,710
		人	4,661	4,727	101.4%	4,953	4,904	99.0%	5,257
	就労継続支援（B型）	人日	175,542	182,828	104.2%	186,321	202,641	108.8%	197,404
		人	10,105	10,430	103.2%	10,691	11,310	105.8%	11,296
	就労定着支援	人	267	406	152.1%	358	526	146.9%	425
	療養介護	人	1,113	1,099	98.7%	1,157	1,113	96.2%	1,190
福祉型短期入所	人日	12,632	13,383	105.9%	13,608	12,075	88.7%	14,607	
	人	2,461	2,421	98.4%	2,634	1,980	75.2%	2,818	
医療型短期入所	人日	1,997	2,170	108.7%	2,237	1,789	80.0%	2,481	
	人	456	381	83.6%	517	322	62.3%	586	
居住系	自立生活援助	人	113	16	14.2%	145	29	20.0%	182
	共同生活援助	人	5,388	5,494	102.0%	5,882	5,909	100.5%	6,389
	施設入所支援	人	6,549	6,509	99.4%	6,504	6,348	97.6%	6,442
相談支援	地域移行支援	人	136	47	34.6%	160	64	40.0%	184
	地域定着支援	人	178	125	70.2%	198	101	51.0%	219
	計画相談支援	人	44,121	49,679	112.6%	46,314	46,244	99.8%	48,694
障がい児通所支援	児童発達支援	人日	37,842	39,635	104.7%	40,946	43,114	105.3%	44,505
		人	3,893	4,312	110.8%	4,194	4,622	110.2%	4,515
	医療型児童発達支援	人日	1,023	454	44.4%	1,057	517	48.9%	1,098
		人	121	65	53.7%	128	71	55.5%	136
	放課後等デイサービス	人日	125,269	132,118	105.5%	148,364	146,183	98.5%	173,977
		人	9,566	9,754	102.0%	11,249	10,155	90.3%	13,108
	保育所等訪問支援	人日	658	342	52.0%	811	227	28.0%	980
人		349	254	72.8%	401	156	38.9%	457	
居宅訪問型児童発達支援	人日	682	8	1.2%	802	17	2.1%	925	
	人	116	5	4.3%	132	9	6.8%	147	
障がい児入所支援	福祉型児童入所支援	人	304	292	96.1%	317	280	88.3%	329
	医療型児童入所支援	人	152	162	106.6%	159	162	101.9%	168
障がい児相談支援	人	10,259	17,915	174.6%	11,877	15,087	127.0%	13,635	

・「時間」：月間のサービス提供時間
 ・「人日」：月間の利用人員（実人数）×1人1月当たりの平均利用日数
 ・「人」：月間の利用人員（実人数）
 ※相談支援については、一年間の数字です。

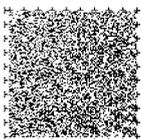


2 数値目標の進捗状況

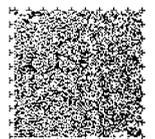
福岡県障がい者福祉計画（第4期）・福岡県障がい児福祉計画（第1期）において定めた数値目標並びに計画期間途中である令和元年度末における実績及び進捗状況は、表のとおりです。

「福岡県障がい者福祉計画(第4期)・福岡県障がい児福祉計画(第1期)」に係る数値目標(見込み量)について

項目	第4期計画の数値目標等 (令和2年度)	令和元年度		
		実績	進捗率	
地域移行	【福祉施設の入所者の地域生活への移行者数】 (数値目標の考え方)入所者数6,746人(基準時点 H28年度末)の9% (実績)H30～R元年度末までの累計	608 人	213 人	35.0%
	【施設入所者数の削減数】 (数値目標の考え方)入所者数6,746人(基準時点 H28年度末)の2% (実績)基準時点～R元年度末までの累計	135 人	160 人	118.5%
	【入院後3か月時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)H29年度のもの	64 %	59 %	92.2%
	【入院後6か月時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)H29年度のもの	84 %	77 %	91.7%
	【入院後1年時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)H29年度のもの	91 %	86 %	94.5%
	【在院期間が1年以上の精神障がいのある人の長期入院患者数】	10,189 人	10,284 人	99.1%
一般就労への移行	【福祉施設利用者の一般就労への移行者数】 (数値目標の考え方)R2年度の年間一般就労者数 H28年度の1.5倍	1,275 人	1,027 人	80.5%
	【就労移行支援事業の利用者数】 (数値目標の考え方)平成28年度末における利用者数の2割以上増加	2,471 人	2,050 人	83.0%
	【就労移行支援事業所の就労移行率】 (数値目標の考え方)R2年度の就労移行率3割以上の事業所	50.0 %	27.1 %	54.2%
	【就労定着支援事業による職場定着率】 (数値目標の考え方)就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80.0 %	77.6 %	97.0%
	【就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数】(見込み量)	1,223 人	999 人	81.7%
	【障がいのある人に対する職業訓練の受講者数】(見込み量)	127 人	61 人	48.0%
	【福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数】(見込み量)	1,226 人	294 人	24.0%
	【福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数】(見込み量)	220 人	205 人	93.2%
障がい児支援の提供体制の整備	【児童発達支援センター】 (目標の考え方)各市町村に整備する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60 市町村	28 市町村	46.7%
	【保育所訪問支援を利用できる体制】 (目標の考え方)全ての市町村において構築する	60 市町村	34 市町村	56.7%
	【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60 市町村	33 市町村	55.0%
	【主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60 市町村	36 市町村	60.0%
	【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場】 (目標の考え方)県及び各市町村に設置する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)			
	県	設置	設置	—
市町村	60 市町村	28 市町村	46.7%	



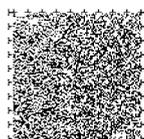
項目		第4期計画の数値目標等 (令和2年度)	令和元年度	
			実績	進捗率
発達に障がいのある人等に対する支援	【発達障がい者支援地域協議会の開催回数】(見込み量)	1回	1回	100.0%
	【発達障がい者支援センターによる相談件数】(見込み量)	12,200件	5,709件	46.8%
	【発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数】(見込み量)	210件	253件	120.5%
	【発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数】(見込み量)	375件	195件	52.0%
地域生活支援	【専門性の高い相談支援事業】(見込み数)			
	(1)発達障がい者支援センター運営事業	4か所	4か所	100.0%
	(2)高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	4か所	4か所	100.0%
	(3)障がい児等療育支援事業	13か所	13か所	100.0%
	(4)障害者就業・生活支援センター事業	13か所	13か所	100.0%
	【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業】(見込み量)			
	(1)手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
	手話通訳者	21人	6人	28.6%
	要約筆記者	9人	5人	55.6%
	(2)盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	19人	17人	89.5%
	【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業】(見込み量)			
	(1)手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
	手話通訳者	754人	873人	115.8%
	要約筆記者	167人	82人	49.1%
	(2)盲ろう者通訳・介助員派遣事業	512人	373人	72.9%
	【意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業】(見込み量)			
	(1)当該事業の実施の有無	有	有	—
	【広域的な支援事業】(見込み量)			
	(1)都道府県相談支援体制整備事業	7か所	6か所	85.7%
	(2)地域生活支援広域調整会議等事業	23か所	28か所	121.7%
(3)発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業	1か所	1か所	100.0%	
その他	【地域生活支援拠点等の整備】 (目標の考え方)各市町村に整備する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	22市町村	36.7%
	【県内の就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額】 (実績)平成30年度のもの	全国平均を上回ること	14,218円 (全国平均 16,118円)	—



3 障がい福祉サービス事業所等の指定状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所等及び一般相談支援事業所の指定並びに児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業所等の指定は、事業所が所在する都道府県等が基準を審査した上で行います（福岡県においては、北九州市及び福岡市に所在する事業所の指定は、各市が行います。また、久留米市に所在する事業所の指定は、障がい児入所支援事業所を除き、久留米市が行います。）

特定相談支援事業所の指定は、事業所が所在する各市町村が行います。



障がい福祉サービス事業者の指定数

(令和2年4月1日 現在)

種 別	指定数				合計
	県域	北九州市	福岡市	久留米市	
居宅介護	398	205	302	59	964
重度訪問介護	324	178	247	47	796
同行援護	131	70	107	28	336
行動援護	20	8	25	3	56
重度障がい者等包括支援	0	0	1	0	1
生活介護	259	87	95	26	467
自立訓練(機能訓練)	2	0	3	0	5
自立訓練(生活訓練)	43	17	29	4	93
宿泊型自立訓練	2	5	0	1	8
就労移行支援	85	27	72	8	192
就労継続支援(A型)	130	51	66	30	277
就労継続支援(B型)	317	119	86	36	558
就労定着支援	23	12	20	4	59
療養介護	7	4	2	1	14
短期入所	200	48	74	24	346
自立生活援助	2	0	3	2	7
共同生活援助	277	60	100	34	471
施設入所支援	94	11	13	12	130
地域移行支援	68	31	23	18	140
地域定着支援	67	30	22	18	137
計画相談支援	272	91	144	30	537
医療型児童発達支援	0	0	2	0	2
児童発達支援	180	61	12	14	267
児童発達支援センター	18	7	10	2	37
保育所等訪問支援	45	8	17	3	73
放課後等デイサービス	379	142	201	38	760
居宅訪問型児童発達支援	6	0	6	0	12
医療型障がい児入所支援	8	3	2	(1)	13
福祉型障がい児入所支援	6	2	3	(0)	11
障がい児相談支援	215	66	67	24	372
合計	3,578	1,343	1,754	466	7,141

※久留米市の障がい児入所支援事業は県で指定しているため、県域の(内数)として掲載

